

校区コミュニティ協議会会則

(名 称)

第1条 当協議会は、交北校区コミュニティ協議会（以下本協議会という。）という。

(目 的)

第2条 本協議会は、校区内の自治会及び町内会（以下「自治会」という）並びに各種団体・組織の連絡調整を図り、また校区内の協議機関として、コミュニティ活動の中心的な役割を担いながら住環境を良くするため、情報の収集及び発信を積極的に推進し、安全で住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(組織・構成)

第3条 本協議会は、自治会の長（以下「自治会長」という）・各種団体・組織から選出された代表（以下「各団体代表」という。）をもって構成し、構成員とする。

2. 必要に応じて、本協議会が承認した者を、構成員として加えることができる。

(活動及び事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動及び事業を行う。

- (1) 校区内の自治会・団体・組織の連絡調整に関すること。
- (2) 本協議会の運営にかかる会議の開催に関すること。
- (3) 地域自治活動の充実と発展に関すること。
- (4) 社会福祉の充実に関すること。
- (5) 交通・防犯に関すること。
- (6) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 体育振興に関すること。
- (9) 自主防災に関すること。
- (10) それぞれにかかわる部会を置き、その活動の円滑推進を図ること。
- (11) 校区だより（機関紙・会報）の発刊に関すること。
- (12) その他、地域コミュニティに関すること。

(役員及び運営委員)

第5条 本協議会に、次の役員及び運営委員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 1名（必要に応じて1名の補佐を置くことができる）
- (4) 会 計 1名（必要に応じて1名の補佐を置くことができる）
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問・相談役 （必要に応じて置くことができる。）
- (7) 自治会長代表
- (8) 運営委員 若干名

(役員選出推薦委員会)

第6条

- (1) 役員の改選に当たり、役員選出推薦委員会を設置する。
- (2) 役員選出推薦委員会は、改選前の自治会会長の全員が委員となる。

(役員の選出)

第7条

- (1) 次年度の新役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)は役員選出推薦委員会が総会までに校区内の住民から候補者を指名し、総会の承認を得て決定する。
- (2) 校区内の住民から候補者を指名できない場合は、役員選出推薦委員会の中から選出してもよい。
- (3) 前項の規定によってもなお、候補者を指名できない場合は、顧問、相談役と協議し、新会長候補者が指名する。
- (4) 運営委員は第3条に規定する構成員をもって運営委員とする。
- (5) 顧問、相談役は必要に応じて新会長が任命する。

(役員及び運営委員の任務)

第8条 役員及び運営委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、本協議会の事務・記録を一切担当する。
- (4) 会計は、本協議会の経理を一切担当する。
- (5) 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 顧問・相談役は、会務に対する助言を行う。
- (7) 役員及び運営委員は、会長の指示により、本協議会の会務を担当する。

(役員及び運営委員の任期)

第9条 役員の任期は一期2年とする。ただし、留任は妨げない。

(総会)

第10条 総会は、年1回、開催(電磁的手法による会議開催を含む。)するもとし、会長が招集する。

(総会の代議員)

第11条 総会に出席する代議員は、自治会長及び各団体代表又はその代理人とする。

2. 第3条第2項により本協議会に承認され、構成員となった者も代議員とする。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は出席代議員の中から選出する。

(総会の成立)

第13条 総会は、代議員の過半数の出席を以って成立する。

- (2) 総会に欠席する代議員が、開催日まで議長への委任状の提出（電磁的手法による委任状の作成・提出を含む）を行った場合は、当該代理人は、出席しているものとみなし、出席代議員に算入する。
- (3) 総会に欠席する代議員が、開催日までに提出議案に対する賛否の意思表示を行おうとする場合は、本協議会が用意する賛否確認用紙を議長に提出（電磁的手法による賛否確認用紙の作成・提出を含む。）することにより総会に出席したものとし、議長はその賛否を議案ごとに追加計数しなければならない。

（総会の議決）

第14条 総会の議決は、出席代議員の過半数の賛成を以って、議決する。

（総会の審議・決定事項）

第15条 総会は、次に掲げる事項について、審議し、決定する。

- (1) 役員の選任・運営委員の承認。
- (2) 事業の報告と計画・決定の承認。
- (3) 会計の決算と予算の承認。
- (4) 会則の改定・廃止に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

（役員会・運営委員会）

第16条 校区内活動の連絡調整を図るため、必要に応じて会長が、役員会、運営委員会を開催（電磁的手法による会議開催を含む。）する。

- (2) 役員会は、会長・副会長・書記・会計の役員のか、自治会長の代表以って開催する。

（事業運営）

第17条 本協議会の主な行事事業に関する事は、運営委員会に諮り、その実施に当たっては、実行委員会等を組織し運営する。

（経 費）

第18条 本協議会の運営に必要な経費は、次の各号に掲げるものを以って充てる。

- (1) 行政の補助金
- (2) 各自治会からの分担金
- (3) 事業収益金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

（会計年度）

第19条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第20条 本協議会の事務を処理するため、枚方市立交北小学校に事務局を置く。

附則

本会則は、平成16年4月1日から施行する。

本会則は、平成20年4月1日一部改定、同日から施行する。

本会則は、平成25年4月20日一部改定、同日から施行する。

本会則は、平成27年4月25日一部改定、同日から施行する。

本会則は、平成29年4月22日一部改定、同日から施行する。

本会則は、令和2年4月25日一部改定、同日から施行する。

本会則は、令和3年4月17日一部改定、同日から施行する。

本会則は、令和7年4月26日一部改定、同日から施行する。

※オブザーバーは傍観者・傍聴者の意味で、発言権はない。アドバイザーは、求めに応じて発言することができる。

※電磁的手法とは、パソコンやスマートフォンなどにより作成した文書をEメール等の手法により、送信・提出ことなどをいう。また電磁的手法による会議開催とは、ICTを活用したZOOM等によるパソコン等による会議開催をいう。